

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手合 計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円		
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5		5	5	6000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する場合は、不要。)	被告が1名増すごとに2000 円分を追加 (郵便切手の場合の内訳) 5 00円4枚
民事調停	民事調停	2					8	5	4		5	10	2780円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する場合は、不要。)	相手方が1名増すごとに16 10円分を追加(※郵送費用 を現金・電子納付する場合 は、2000円分を追加) (郵便切手の場合の内訳) 5 00円2枚、110円2枚、100 円2枚、50円2枚、20円2 枚、10円5枚
民事執行	担保不動産競売申立て												0円 【先行事件がない場合】 不動産2筆まで 60万円 1筆増すごとに5万円ずつ追 加 【二重開始事件】 筆数に関係なく20万円 ※先行事件に含まれない物 件がある場合は、先行事件 がない場合と同じ金額	郵便切手は不要。 ただし、郵送申立ての場合、 保管金提出書送付費用とし て110円1枚必要 ※予納金については、申立 書提出後、裁判所から「保 管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金 を添えて、それぞれの裁判所 の会計課まで持参、現金書 留、または振り込みによる方 法で納めてください。また、 電子納付利用者登録をされ ている方は電子納付の利用 も可能です。
	強制競売申立て												0円 【先行事件がない場合】 不動産2筆まで 60万円 1筆増すごとに5万円ずつ追 加 【二重開始事件】 筆数に関係なく20万円 ※先行事件に含まれない物 件がある場合は、先行事件 がない場合と同じ金額	郵便切手は不要。 ただし、郵送申立ての場合、 保管金提出書送付費用とし て110円1枚必要 ※予納金については、申立 書提出後、裁判所から「保 管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金 を添えて、それぞれの裁判所 の会計課まで持参、現金書 留、または振り込みによる方 法で納めてください。また、 電子納付利用者登録をされ ている方は電子納付の利用 も可能です。
	債務名義に基づく債権差押え	5					6		2		3		3320円 (執行費用 として請求 できる金額 3210円) ※陳述催告 の申立てを する場合	第三債務者が1名増すごと に1990円分を追加 (内訳) 500円3枚、110円 3枚、50円2枚、20円3枚 ※執行費用として追加請求 できる金額1880円 ※陳述催告の申立てをする 場合 債務者が1名増すごとに12 20円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円 2枚 ※執行費用として追加請求 できる金額も同額
	養育費等に基づく債権差押え	5					6		2		3		3320円 (執行費用 として請求 できる金額 3210円) ※陳述催告 の申立てを する場合	第三債務者が1名増すごと に1990円分を追加 (内訳) 500円3枚、110円 3枚、50円2枚、20円3枚 ※執行費用として追加請求 できる金額1880円 ※陳述催告の申立てをする 場合 債務者が1名増すごとに12 20円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円 2枚 ※執行費用として追加請求 できる金額も同額
	抵当権に基づく物上代位として の賃料差押え	5					6		2		3		3320円 (執行費用 として請求 できる金額 3210円) ※陳述催告 の申立てを する場合	第三債務者が1名増すごと に1990円分を追加 (内訳) 500円3枚、110円 3枚、50円2枚、20円3枚 ※執行費用として追加請求 できる金額1880円 ※陳述催告の申立てをする 場合 債務者が1名増すごとに12 20円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円 2枚 ※執行費用として追加請求 できる金額も同額

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合 計額	手数料	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
	財産開示 (本庁、沼津支部、富士支部及び 浜松支部に申し立てる場合)												6000円		郵便切手は不要。ただし、郵 送申立てのとき、保管金提 出書送付費用として110円 1枚必要 ※現金納付する場合は、申 立書提出後、裁判所から 「保管金提出書」を郵送しま す。必要事項を記入の上、現 金を添えて、それぞれの裁判 所の会計課まで持参。現金 書留、または振り込みによる 方法で納めてください。ま た、電子納付利用者登録を されている方は電子納付の 利用も可能です。
	財産開示 (下田支部及び掛川支部に申し 立てる場合)	8					10	5	5		5	5	6000円		
	情報取得 (本庁、沼津支部及び浜松支部 に申し立てる場合)												0円	①不動産情報：1件につき6 000円 ②勤務先情報：1件につき6 000円（第三者が1名増す ごとに2000円ずつ追加） ③預貯金情報及び④株式 情報：1件につき5000円 （第三者が1名増すごとに4 000円ずつ追加）	郵便切手は不要。 ただし、郵送申立ての場合、 保管金提出書送付費用とし て110円1枚必要。 ③預貯金情報又は④株式 情報の場合は、申立人（代 理人）への直送用封筒（11 0円分の切手を貼付したも の又は料金受取人払い郵便 のもの）を第三債務者の数 分必要 ※現金納付する場合は、申 立書提出後、裁判所から 「保管金提出書」を郵送しま す。必要事項を記入の上、現 金を添えて、それぞれの裁判 所の会計課まで持参。現金 書留、または振り込みによる 方法で納めてください。ま た、電子納付利用者登録を されている方は電子納付の 利用も可能です。
	情報取得 (富士支部、下田支部及び掛川 支部に申し立てる場合)												各支部に問 い合わせくだ さい。		
保全	債権仮差押	5					6		2		3		3320円		第三債務者が1名増すごと に1990円分を追加 (内訳) 500円3枚、110円 3枚、50円2枚、20円3枚 債務者が1名増すごとに12 20円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円 2枚
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4					4		2		2		2580円		債務者が1名増すごとに12 20円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円 2枚 登録免許税は債権額(仮処 分は評価額)×1000分の4
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					3						1330円		債務者が1名増すごとに12 20円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円 2枚
	担保取消(担保事由消滅の場合・ 民訴79Ⅰ)	2					2						1220円		
	担保取消(担保権利者同意の場 合・民訴79Ⅱ)						1						110円		同意書、被申立人の印鑑証 明書（被申立人が同意書 を作成する場合）
	担保取消(権利行使催告の場合・ 民訴79Ⅲ)	4					4						2440円		
	取下げ												110円× (債務者及 び第三債務 者数) (※登記抹 消を要する 場合、590 円2組を追 加)		※抹消登記を要する場合の 登録免許税は1000円×土 地・建物の筆数(区分所有 建物の場合は、区分所有建 物の数と敷地権の数の合計 数)
保護命令	保護命令	2						8	6		10	10	2400円		
労働審判	労働審判	4					6		5		5	9	3100円	3000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する場合は、不要。)	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)	右記合計額	110円×(債権者数+5)枚	官報公告費用 11,859円	
	代理人申立て					
管財	個人	1500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)	右記合計額	110円×(債権者数+債務者数+10)枚、10円10枚	官報公告費用 15,499円 管財予納金は事件ごとに判断	
	法人	1000円 (民訴費用法別表第一の16項)	右記合計額	110円×(債権者数+債務者数+10)枚、10円10枚	官報公告費用 14,786円 管財予納金は事件ごとに判断	
	債権者申立て	20000円 (民訴費用法別表第一の12項)	右記合計額	110円×(債権者数+債務者数+10)枚、10円10枚、申立書等副本送達費用(重量に応じた郵便切手)	別途裁判所から連絡	
	免責許可の申立て	500円 (民訴費用法別表第一の17項ホ)	右記合計額	110円×(債権者数+10)枚、10円10枚、1220円(内訳500円2枚、110円2枚)2組	別途裁判所から連絡	債権者が破産申立てをした場合、ただし、同時廃止事案を除く。

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	右記合計額	110円×{(債権者数×2)+12}枚、50円2枚、10円10枚	官報公告費用 13,744円	個人再生委員が就任する場合は、別途報酬が発生
通常再生	個人		右記合計額	460円(内訳350円1枚、110円1枚)10組、110円×(債権者数+25)枚、10円10枚	別途裁判所から連絡	
	法人				別途裁判所から連絡	